

排水設備工事店講習会

岡崎市上下水道局上下水道部

排水設備工事店講習会次第

- ▶ 排水設備指定工事店の手続きに関することについて
- ▶ 排水設備工事に関する事について
下水道排水係より

- ▶ 下水道工事施行承認申請等に関する注意事項及び連絡事項について
管渠維持係より

- ▶ 公共下水道、農業集落排水の使用に関する届出の注意事項
- ▶ 衛生設備資金貸付金制度について
お客様料金係より

岡崎市上下水道局上下水道部

排水設備指定工事店の手続きに関することについて 排水設備工事に関する事について

下水道排水係

岡崎市上下水道局上下水道部

目次

- 1.排水設備工事店規程、要綱の改定について
- 2.罰則制度の改定について
- 3.排水設備指針の改定について
- 4.排水設備検査における指摘事項について
- 5.適切な下水道の使用のために
- 6.お知らせ
- 7.給排水工事オンライン申請システムの導入について

岡崎市上下水道局上下水道部

1.排水設備工事店規程、要綱の改定について

岡崎市上下水道局上下水道部

1.排水設備工事店規程、要綱の改定について

排水設備工事店規程、取扱要綱の改定（令和7年4月1日施行）

改定内容について

○規程

- ・指定店証の交付等（第5条第2項）

返納：廃止・指定取消し

提出：休止・停止

- ・変更の届出等（第6条第1項）

現行：30日以内に排水設備工事店指定事項変更届出書を提出

改定：1箇月以内に～を提出

○要綱

- ・指定の取消し等の処分基準及び取扱い基準について

岡崎市上下水道局上下水道部

2. 罰則制度の改定について

岡崎市上下水道局上下水道部

2. 罰則制度の改定について

点数の算定方式について

現行：半年に1回の集計方式

改定：点数の累積式⇒規定する点数に達した時点で即時処分

- ・違反点数の消滅要件
 - ①点数付与から1年間経過
 - ②指定の効力停止期間が満了したとき
 - ③指定が取り消されたとき

岡崎市上下水道局上下水道部

2. 罰則制度の改定について

処分等の基準について

番号	処分等に関する基準	処分等の内容
1	違反点数の累計点数が5点に達したとき	文書による警告
2	違反点数の累計点数が10点に達したとき	1箇月指定停止
3	違反点数の累計点数が15点に達したとき	3箇月指定停止
4	違反点数の累計点数が20点に達したとき	6箇月指定停止

指定停止処分満了日の翌日から1年間に違反行為があった場合

番号	処分等に関する基準	処分等の内容
1	違反点数の累計点数が8点に達したとき	3箇月指定停止
2	違反点数の累計点数が15点に達したとき	6箇月指定停止
3	違反点数の累計点数が20点に達したとき	指定取消し

岡崎市上下水道局上下水道部

処分項目・点数について

処分項目（違反行為）		
管理者の承認を受けていない排水設備工事に着手したとき（管理規程第8条第2項第4号、第11条第3号違反）	指定の効力停止中に着手したとき 下水道使用料の遅延請求を伴うとき 下水道使用料の遅延請求を伴わないとき	20点 8点 4点
工事の全部又はその主たる部分を第三者に一括して委託し、請け負わせたとき。また、自己の名義で他人に使用させたとき（管理規程第8条第2項第2号、第3号違反）		4点
排水設備工事を責任技術者の監理の下において、設計及び施工しなかったとき（管理規程第8条第2項第5号違反）		4点
正当な理由なく、検査手直し指示書で指定された期限までに再検査を受けなかったとき（管理規程第9条第2項違反）		4点
排水設備工事検査届を、工事完了後5日以内に提出しなかったとき（条例第11条、岡崎市農業集落排水処理施設条例（平成7年岡崎市条例第42号）第12条違反）		1点
指定工事店の指定事項に異動があったときから1月以内に変更の書類を提出しなかったとき。また、指定事項の変更に際し、虚偽の届出をしたとき（管理規程第6条第1項違反）		1点
正当な理由なく、責任技術者が完了検査に立ち会わなかつたとき（管理者が求めた場合に限る。）（管理規程第9条第1項違反）		1点
上記以外で、管理者が指定工事店として不誠実な行為と認めたとき	審査会において決定	

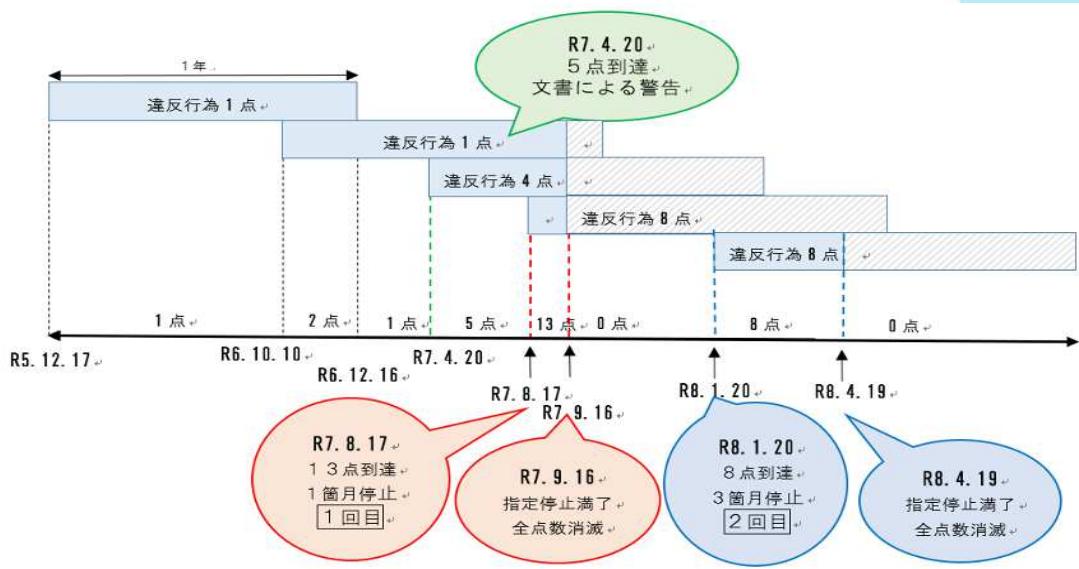
注1 承認した工事を行うにあたり、複数の違反行為を確認した場合は、処分項目ごとの点数を付す。

注2 開発区域内において複数箇所で同一の項目の違反行為を確認した場合は、1回の違反行為とみなす。

注3 排水設備工事検査届の提出について、やむを得ない理由により工事完了日から5日以内の提出が困難である場合は、理由書を添付し、管理者が認めた場合に限り、工事完了日から1か月以内に提出された場合に点数の付与を免除することができる。

岡崎市上下水道局上下水道部

点数付与のイメージ



岡崎市上下水道局上下水道部

2. 罰則制度の改定について

新制度への移行期間について

旧制度：令和6年度後期分については、令和7年4月中に集計作業
指定の効力停止に該当する処分を行う。
累積点数は令和6年度末を以ってリセット。

新制度：令和7年4月1日以降からの違反行為に関して点数付与を行う。

【注意】違反行為を行った日が、令和7年3月31日以前の場合は、旧制度の罰則制度にて点数付与を行います。

岡崎市上下水道局上下水道部

3.排水設備指針の改定について

岡崎市上下水道局上下水道部

3.排水設備指針の改定について

- ・令和7年4月1日から運用開始
- ・冊子の配布→PDFに電子化しHPで公開

主な追記内容

- ① **ドレン排水の排水方法について**
⇒ 岡崎市は、雨水系統への排水も可能としている。

- ② **合流区域内分流式の排除方式について**
⇒ 分流区域と同様の取り扱い。
宅地内分流化、逆流抑止公共枠、圧力開放蓋の設置を検討すること。

- ③ **雨水排水接続に関する留意事項**
⇒ トラップの封水を破る恐れがあるため、雨水管と屋内排水管・通気管を接続しない。
⇒ 誤接続が無いよう、当該区域の公共下水道の排除方式に合わせて接続すること。



岡崎市上下水道局上下水道部

3.排水設備指針の改定について

主な追記内容

④ 排水設備に関する事務手続き

⇒ 排水設備工事申請に関するフロー図を追加

⑤ 取付管、公共樹に関する記載を削除

⇒ 下水道設計基準と重複するため削除、「下水道設計基準」に基づくとしました。

⑥ 水質、特定施設に関する届出について

⇒ 下水道法の改正に伴う六価クロム化合物の基準値を変更
各種届出についてフロー図および一覧表を追加

岡崎市上下水道局上下水道部

4.排水設備検査における指摘事項について

岡崎市上下水道局上下水道部

4. 排水設備検査における指摘事項について

① 検査届の指摘事項について

図面・現場の相違+手直し ⇒ R5年度700件以上。申請の内約4割。
必ず現地確認・社内での内容確認後に検査届を提出してください。

○よくある指摘事項

- ・申請時の修正事項が反映されていない
- ・枠番号の記載ミス
- ・枠数の相違
- ・L型トラップの封水深 ($h=$)の記載漏れ
- ・合流地域雨水枠のL型トラップの設置忘れ
- ・圧力開放蓋と間違え吸気蓋を設置

岡崎市上下水道局上下水道部

4. 排水設備検査における指摘事項について

② 圧力開放蓋と吸気蓋の違いについて

合流区域のエラー逆流対策：逆流抑止枠・**圧力開放蓋**の設置。

圧力開放蓋



吸気蓋



③ 完了検査の立会希望について

必ず申請者に立会希望か確認したうえで申請してください。

④ アパートの検査につきましては、給排水合同で行います。

水道給水係へ検査予約を行ってください。

検査希望日を予約し、最低1週間前には検査届を提出してください。

岡崎市上下水道局上下水道部

5. 適切な下水道の使用のために

5. 適切な下水道の使用のために

▶ ① 誤接続を行わないために

- ・現地調査時に、公共枠の有無を確認すること
公共枠が見つからない場合は、本管から支管口調査を行います
現場状況の分かる資料（位置図、台帳、現場写真など）を提供をお願いします。
※給排水工事オンライン申請システムを利用してお問い合わせも可能です。

- ・使用する予定の公共枠が汚水管へ接続されている事を確認すること。（打音確認など）

5. 適切な下水道の使用のために

▶ ②適切な下水道料金の徴収について

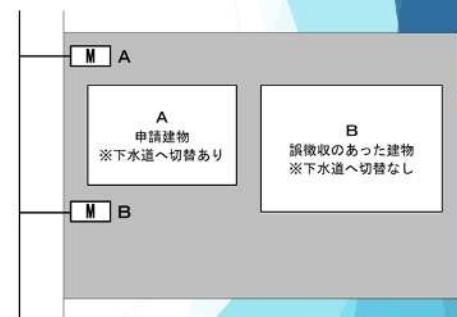
令和7年3月18日報道発表

「下水道使用料の誤徴収がありました」

【原因】

排水設備工事（下水切替工事）完了時に提出された排水設備台帳および下水道使用開始届に2つ水栓番号が記載されていた。

そのうち1つは、工事と関係ない隣地の方が使用していた水道メーターの水栓番号だった。



5. 適切な下水道の使用のために

【工事店へのお願い】

- 完成書類に記載する水栓番号は、現地でメーターボックス内の確認および給水装置所有者または使用者が一致している事を確認してください。
- 現地確認の上で、排水設備平面図にメーターボックスを記載してください。

6.お知らせ

岡崎市上下水道局上下水道部

6.お知らせ

①道路占用管等埋設に伴う舗装復旧幅について

- ・舗装復旧の際に他のライフラインと調整し一体復旧する旨を記載。
- ・R7.4.1から運用開始。HPに掲載してある様式も差替えます。

道路占用管等埋設に伴う舗装復旧幅について

道路占用工事に伴う舗装復旧面積について、次の各号によることを標準とし、必要があれば道路管理者と占用者が現地会いの上決定するものとする。

- 1 挖削部分からの影響幅は路盤の厚みに関らず 30cm を標準とし、影響幅より舗装絶縁線までの距離が 1m 以下の場合は絶縁線まで復旧するものとする。
- 2 狹小な道路、舗装状態の悪い箇所については、両者協議の上復旧幅を決定するものとする。
- 3 復旧の際は、他のライフラインと調整し一体復旧を行うものとする。

舗装復旧幅



岡崎市上下水道局上下水道部

6.お知らせ

②県道道路占用申請の協議書の取り扱いについて

今後は、県道占用申請の際も協議書を岡崎警察署へ受け取りに行く必要がございます。協議書を受け取り次第、西三河建設事務所維持管理課へ提出してください。

受け取り先：岡崎警察署（岡崎市針崎町字太夫縄手45）

提出先：西三河建設事務所5F 維持管理課 管理第一グループ

岡崎市上下水道局上下水道部

7.給排水オンライン申請システムの導入について

7.給排水オンライン申請システムの導入について

▶ 納付水オンライン申請システムとは・・・

岡崎市はじめ西三河4市（安城市、知立市、西尾市、豊田市）で
給排水申請をオンラインで行えるシステムを共同調達

稼働時期 令和7年4月1日

【注意事項】

①申請を行うためには、利用者登録が必要となります。

登録を含めて令和7年4月1日稼働となります。

②利用者登録時には、現在の登録情報との整合の確認を行ないます。

工事店の登録情報につきましては、講習会お知らせメールを確認ください。

③本システムは申請から完了検査まで一連で行えるものです。

従いまして、申請から行う必要があります。